

飼い主のいない猫の 去勢・避妊手術費補助金交付制度

飼い主のいない猫が増加し地域で嫌われてしまうことを予防するとともに、飼い主のいない猫の繁殖を抑えるために、手術費用の補助を実施します。

飼い主のいない猫の去勢・避妊手術費補助金交付制度の募集

【対象】 市内に生息する飼い主のいない猫を市内の手術協力動物病院に持ち込み、去勢又は避妊の手術を受けさせる市内在住の方

【補助金など】 補助金〔去勢 6,500 円、避妊 11,500 円〕は市より直接動物病院に支払われます。

手術に伴う費用として、申請者は一律 5,500 円程度の負担です。

【期間】 令和 4 年 4 月 1 日(金)から

【方法】 動物病院へ飼い主のいない猫を持ち込む前（手術前）に補助金交付申請書に必要書類を添付のうえ、環境保全課に提出してください。

※予算の範囲内で先着順に受け付けます。

<問い合わせ・申込み先>

春日井市 環境部 環境保全課 自然環境担当

〒486-8686 春日井市鳥居松町 5-44

電話 (0568)85-6279

◆ 飼い主のいない猫

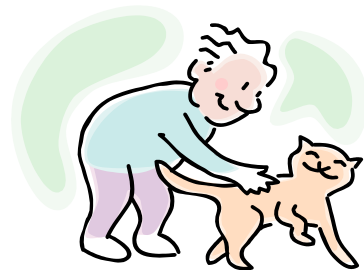
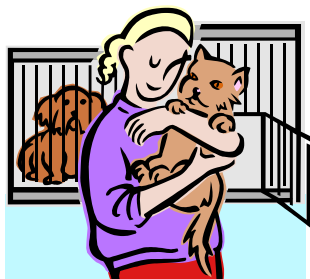
地域で活動している猫のなかには、ペットとして飼われている猫のほかに、飼い主のいない猫たちがいます。その多くは、心無い飼い主が飼育を放棄した野良猫たちが、地域で繁殖したものとされています。

ペットとして飼われている猫たちは、飼い主の家が我が家となりますが、飼い主がいない猫たちにとっての我が家は、「活動している地域そのもの」になってしまいます。

そして、飼い主のいない猫たちの行動の中には、同じ地域に暮らす住民にとって迷惑な行為として感じられることがあります。

問題になると思われる猫の行動

発情期の泣き声や夜間の喧嘩、オス猫のマーキングの臭い、糞の始末、花壇などを荒らされるなど



去勢・避妊の手術を行うことで

注意事項

※「飼い主のいない猫」とは、飼い主がいない状態の猫のことです。野良猫を拾って、現在飼っている場合は、この制度の対象となりませんので、ご注意ください。

・繁殖を抑える
・尿の臭いの緩和
・発情期の鳴き声が止む
・夜の喧嘩の減少
：
などが期待できる

◆ 申請

1 申請の資格について

- (1) 市内に生息する飼い主のいない猫であること。
- (2) これから去勢・避妊の手術を受けさせるものであること。
- (3) 申請者は市内在住の者であること。
- (4) 飼い主のいない猫であることの確認が、「隣人等2名」で行われていること。

2 補助について

この補助金交付制度で行う飼い主がいない猫の去勢・避妊は、市内にある動物病院の協力により、一律 5,500 円程度の負担で手術を行うことができます。

3 補助金交付手続きの流れ

内 容	申 請 者
<p>①「飼い主のいない猫」を確認し、申請書を作成する。</p> <p>チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 飼い主のいない猫であることの確認 (隣人等の別世帯で2名を記入) <p>※原則として、1名の方は猫の捕獲予定地から半径 500m 圏内に居住している方としてください。</p>	<p><申請書作成></p>
<p>②補助金交付申請</p> <p>チェック (提出書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請書(飼い主のいない猫であることの確認が必要) <input type="checkbox"/> 猫の写真(屋外で撮影し、猫の特徴が分かるもの)2枚 ※やむを得ず室内で撮影した写真を提出する場合は、保護した場所を撮影した写真も1枚添付してください。 <input type="checkbox"/> 住所が確認できる書類 (免許証、保険証、マイナンバーカード、住民票など) <p>③交付決定通知書</p> <p>市から申請者へ猫の写真(受付印を押したもの)、請求書、完了証明書兼実績報告書を同封して郵送します。</p>	<p><申請></p>
<p>④動物病院との事前打合せ</p> <p>チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交付決定通知後に手術を予定する動物病院に電話で連絡する。 	<p><事前連絡></p>
<p>⑤「飼い主のいない猫」を申請した動物病院へ持ち込む。</p> <p>チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申請後はできるだけ早く持ち込む。 <input type="checkbox"/> 猫を保護するときは、けがをしないよう十分に注意する <input type="checkbox"/> 猫の写真(受付印を押したもの)、請求書、完了証明書兼実績報告書を動物病院に渡す。 <p>⑥手術の可否決定</p> <p>申請者が動物病院に持ち込んだ「飼い主のいない猫」について、獣医師が去勢・避妊手術が可能かどうかを判断します。</p>	<p><猫の持ち込み></p>
<p>⑦手術の実施</p> <p>チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 交付決定日から起算して60日以内に手術を行う。 (ただし、交付決定日から当該年度の3月15日までが60日未満の場合は、3月15日まで) <p>※この期間内に去勢・避妊手術を行わないと無効となります。</p> <p>⑧申請者が手術費用を支払い、手術した猫を引き取る。</p>	<p><費用の支払></p>
<p>⑨補助金交付</p> <p>※補助金は直接、動物病院に支払われます。</p>	<p><補助金交付> (動物病院へ)</p>

4 申請の方法等について

(1) 補助金交付申請について

○動物病院にて手術を行う前に必ず、次の書類を揃えて環境保全課（市役所 3階）に申請して下さい。

①補助金交付申請書

※猫に飼い主がいなかったことを隣人等2名による確認が必要です。

②手術を申請する猫の写真（屋外で撮影し、特徴が分かるもの）2枚

※やむを得ず室内で撮影した写真を提出する場合は、保護した場所を撮影した写真も1枚添付してください。

③申請者の住所が確認できる書類

（免許証、保険証、マイナンバーカード、住民票など）

○郵送による申請は、原則受け付けません。

(2) 動物病院との事前打合せについて

○申請後は手術を予定する動物病院へ連絡の上、持込日、時間、方法、注意点などを確認してください。

(3) 飼い主のいない猫の保護と持ち込みについて

○猫を保護する際は、けがをしないように十分に注意して下さい。

（防護用手袋を着用するなど）

(4) 手術の可否決定について

○猫の健康状態等によっては手術が行えない場合がありますので、予めご了承ください。

(5) 交付の決定と期限について

○交付決定日から起算して60日以内に手術を受けてください。（交付決定日から当該年度の3月15日までが60日未満の場合は3月15日まで）

○上記の期間内に手術できなかった場合、無効となります。

(6) 手術費用の支払いについて

○手術費用の本人負担額を動物病院にお支払いください。

(7) 補助金請求について

○申請者の方は、郵送された補助金請求書を、動物病院へお渡しください。

○補助金は市より直接動物病院へ支払います。